

富岡町地域公共交通計画改定業務委託 仕様書

1 業務名称

富岡町地域公共交通計画改定業務委託

2 業務場所

富岡町内全域

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4 業務の目的

本業務は、本町が令和6年3月に策定した「富岡町地域公共交通計画」が令和8年度をもって計画期間満了を迎えるため、これまでの取り組み状況や施策の進捗・効果を客観的に検証・評価するものである。

あわせて、少子高齢化の進展、運転手不足（2024年問題）、物価高騰、モビリティDXの進展など、近年の地域公共交通を取り巻く急激な環境変化に対応し、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、「富岡町地域公共交通計画（第二次）」（以下「新計画」という）の改定・策定作業を総合的に支援することを目的とする。

5 業務の実施

- (1) 本事業の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 業務にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 受注者は、富岡町（以下「発注者」という。）と十分協議を行い、その意図や目的等を十分理解した上で、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (4) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うとともに、発注者から進捗の確認があった際には速やかに報告すること。
- (5) 受注者は、自らの組織の中から技術管理者を選任し、発注者に通知すること。

6 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 検討業務内容
 - ② 業務遂行方針
 - ③ 業務詳細工程

- ④業務実施体制及び組織図
 - ⑤技術管理者、担当技術者名簿及び経歴書
 - ⑥協力者がある場合は、協力者の概要及び担当業務一覧表
 - ⑦業務フローチャート
 - ⑧打合せ計画
 - ⑨連絡体制
 - ⑩その他発注者が必要とする事項
- (3) (2)に定める事項に追加または変更が生じた場合は、速やかに発注者に提出し、承認を得ること。

7. 打合せ及び記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は常に綿密な打ち合わせを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が議事録を作成し、相互に確認すること。なお、議事録は2部作成し、発注者及び受注者が各1部を保管するものとする。

8. 成果品の帰属

本事業において作成した成果品及びこれに付随する資料はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

9. その他の事項

(1) この仕様書に定めのない事項並びに仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

10. 業務内容

(1) 公共交通に関する現況把握

①地域概況の整理

人口動向（総人口、地区別、年齢3区分別）や主要施設等配置状況、今後の施設整備動向などについて既存資料等を活用し、整理する。

②既存公共交通の現況把握

既存資料を活用し、鉄道や路線バス、町内循環バス、デマンドバス及び福祉タクシーなどの既存公共交通の運行ルート、運行本数、運賃、利用状況、財政負担額などを整理する。

また、民間企業で運行中の送迎バスなどの現状や、運転免許証自主返納者、福祉タクシー利用料金助成事業（障害者等）などのサービス内容（対象者、助成内容など）や利用実績等を整理する。

③富岡町地域公共交通計画の評価

現行の富岡町地域公共交通計画で掲げた定量的な目標指標と実施事業8事業について、過年度事業における通勤者関係のニーズ調査などを踏まえた目標の達成状況、実施事業の取組み状況（計画通り実施・未実施、未実施の理由等）を整理する。

④上位・関連計画におけるまちづくりの方向性

「富岡町災害復興計画（第三次）」、「福島県地域公共交通計画」や「福島県避難地域広域公共交通計画」などの上位・関連計画におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置付け等について整理・把握する。

（2）町民移動の把握

①移動実態の把握

国（復興庁）・福島県が実施したアンケート調査データや人流データ（モバイル空間統計など）、その他オープンデータを用いて町民移動の実態を整理するとともに事業者の持つ乗降データなどを踏まえ、町民の移動実態を調査・分析する。

②①をもとに町内交通事業者や関係団体（社協や商工団体、市民団体、NPOなど）にヒアリングを行い、公共交通に対するニーズ等を把握する。

（3）地域公共交通を取り巻く課題の整理と対応方針及び目標の検討

①地域の現況特性、上位・関連計画におけるまちづくりの方向、町民の移動実態とニーズ等から、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

②地域公共交通に係る基本方針と目標

前項で整理した課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を見直し、その方針に基づく目標及び数値目標を上位・関連計画との整合を図りながら再設定する。

③望ましい公共交通ネットワークのあり方

各地域公共交通の位置付けを明確にし、幹線公共交通とこれを補完する支線公共交通など、公共交通ネットワークのあり方など、方向性を再設定する。

④現状の交通インフラ及び利用者データを基に、路線バスの目的用途別の最適化ルートを検討する。

（4）目標を達成するための実施事業の検討と見直し

現計画と再設定された基本方針等に基づく実施事業の見直しを行い、事業概要、実施主体、スケジュール等を検討する。

（5）各事業等状況把握のための評価手法等の検討

P D C Aサイクルによる推進体制、評価の手法及びスケジュールなどを検討する。

（6）改定：富岡町地域公共交通計画（第二次）（案）の策定

前項までの調査・検討内容や改正地域公共交通活性化再生法での要記載事項などを踏まえ、「改定：富岡町地域公共交通計画（第二次）（案）」を作成する。

（7）富岡町地域公共交通活性化協議会の運営支援

富岡町地域公共交通活性化協議会（3回程度）の資料作成、議事録作成など必要な支

援を行う。

(8) 打合せ協議

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時において打合せ協議を実施するものとする。

11. 成果品

本委託業務の提出すべき成果品及び部数は、以下のとおりとする。

- ①富岡町地域公共交通計画書：本編（A 4 版、カラー刷、クルミ製本） 3 部
- ②富岡町地域公共交通計画書：資料編（A 4 版、カラー刷、ファイル綴じ） 3 部
- ③電子データ（CD-ROM） 1 枚